

2026年7月21日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン呉支部
支部長 石野利昌

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、 広島県最低賃金は、時給1700円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、 地域別最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律制に改正すること。
- 3、 地域別最低賃金は10月1日発効とすること

上記の意見に関し理由を述べます。

- 1、長引く物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。全国消費者物価指数は2021年9月以降57か月連続でプラスとなり、直近5月も前年同月比は1・5%上昇し、生活はより厳しさを増しています。そしてこの物価高騰の影響はとりわけ非正規雇用で働く人たちに大きく及んでいます。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、非正規雇用の大部分を占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金に連動させています。しかし春闘時の賃金交渉において会社は地域別最低賃金によって時給を引き上げているとして、2007年の民営化以降賃上げ要求に対してゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

広島県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金1085円（端数繰り上げ）プラス20円で1110円です。個人別評価により6段階の資格給が加算されますが、最高の評価だとしても、月収は約18万円にしかありません。様々な範囲で工夫や節約をしていますが、中東情勢による値上げが加わり、ますます物価高騰の波が押し寄せることが予想され、切り詰めるだけ切り詰めても生活に余裕はありません。

広島県の最低賃金1085円では、生活の安定を得ることはできません。政府は前政権では2020年代に時給1500円を目指すとしていましたが、現政権では目標時期を2030年代前半と大きく後退させました。これでは生活の苦しさは全く解消されません。

広島地方最低賃金審議会は、1500円を超え今すぐ1700円を目指し物価高騰分を上回る大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。また、想定される以上の物価上昇が起

きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第12条に基づき、広島地方最低賃金審議会は再改定を協議すべきです。

- 2、2025年の地域別最低賃金の地域間格差は最大203円です。この都市部と地方の格差は、賃金だけでなく人口流出問題や環境問題でもあります。昨年の改定では最大で熊本県が82円引上げを行うなど全国で39道府県が「目安額」を上回りました。これは賃金格差により地方から都市部への人口流出や労働力不足などで地域が持たないとの危機感の表れです。また広島県では人口流出が進んでいます。2025年では転出超過が9921人にのぼり、5年連続で全国最多となっています。いろいろな要因はありますが、最低賃金の低さから大都市への転出があります。

郵便局で働く私たちは全国で同じ仕事をしていますが、県境が近いと橋を渡り、電車で一駅先に行けば基本給が違うため、より時給の高い郵便局に人が集まります。そのため時給の低い郵便局では「募集しても応募がない」と人手不足に拍車がかかっています。

全労連が取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、人間らしい生活に必要な生計費は時間額で1900円以上（月150時間）必要との結果が出ています。標準生計費だけではなく最低生計費試算調査も使い、生計費に見合った最低賃金に改定すべきです。

広島地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年の審議において格差をなくすためにも全国一律制への改定を強く求めます。

- 3、昨年の改定で目安額が上回りましたが、発効日が遅れ最大で半年遅れた地域が存在しました。発効日を遅らせることは賃上げ効果を低くし、新たな格差につながり、地方で働く労働者にとってマイナスにしかたなりません。発効日は10月1日とすることを強く要請します。

以上